

鳥取県告示第 122 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字蒲生字栗原1551から1553まで、1556、1562、1566、1576、字小谷1584、1586、字割岩1594、1595、字小谷口1605、1608、1613、1618、字三舟1632、1634、1637、1638、字新四郎墓1645、1647、1648、1662、字御禱谷上2585の3、字三舟山2587の1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字蒲生字大平ル260の1(次の図に示す部分に限る。)、260の2から260の4まで、字中大平ル262の2、字又芽谷1208、字大石谷1209、1209の1、字大岩谷1210、字鍛冶谷2567から2572まで、字砥谷上2573、2574、字大山2582の1、大字馬場字家ノ上388、字湯所西平402(次の図に示す部分に限る。)、字堰ノ内406の2、407の2、字城ノ谷411の2、字硯石ヶ谷416の4、416の5、字与吉苜尾418の2、字狼谷420の2、大字白地字猪笹奥857の5、857の6、857の34から857の38まで、字佛谷858の1から858の9まで、858の13、字桐ヶ畑谷859、859の1から859の3まで、字高平ラ860の4、字大高八861の5、字平次郎谷863の9、863の45から863の49まで、字大善坊平ラ864の1から864の9まで、字小ヤナ868の2、868の4から868の8まで、字分条869の2、869の7から869の32まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字相山字荷牛谷246の3、字亀ヶ尻奥荒堀266の1、266の2、大字白地字向山831、832、字茶屋谷833の2、834、835、字柿ヶ谷851の2、852の2、字ミノ口870の14、字亀ヶ谷874の3、字墓ノ谷902の2、大字蒲生字出合ノ上2449、2450の1、2455の1、2456の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)